

第二章 監 査

○蒲郡市幸田町衛生組合監査委員に 関する条例

(昭和三十九年三月三十日
条例 第二二二号)

改正 昭和四九年 六月 八日 条例 第三号
平成 三年 七月 一日 条例 第一号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

以下「法」という。）第二百二条の規定により監査委員について必要事項を定めるものとする。

(定例監査)

第二条 法第九十九条第四項に規定する監査を行うときは、あらかじめその期日の七日前までに、その旨を管理者に通知しなければならない。

(例月出納検査)

第三条 法第二百三十五条の二第一項に規定する例月現金出納検査

第二編 議会・監査（蒲郡市幸田町衛生組合監査委員に関する条例）

〔蒲郡衛生四〕

は、十五日とする。ただし、休日その他やむを得ない理由のあるときは、変更することができ。

(公表)

第四条 監査委員の行う公表は、蒲郡市幸田町衛生組合公告式条例（昭和三十八年条例第一号）第一条第二項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第五条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。